

横浜市スポーツ施設の指定管理者の候補者の選定に関する要綱

制 定 平成30年3月5日 市ス第1619号（局長決裁）
最近改正 令和8年2月27日 にス第1621号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市にぎわいスポーツ文化局の所管するスポーツ施設の指定候補者（指定管理者の候補者をいう。以下同じ。）の選定（以下「選定」という。）を適正に実施するための手続等を定める。

2 選定は、公平性及び透明性を確保して、実施しなければならない。

（定義）

第2条 この要綱において「スポーツ施設」とは、横浜市スポーツ施設条例（平成10年3月横浜市条例第18号。以下「条例」という。）第1条に規定する施設（スポーツセンターを除く。）及び横浜市公園条例（昭和33年3月横浜市条例第11号）別表第2の2に規定する三ツ沢公園（体育館に限る。）をいう。

2 この要綱において「指定管理者」とは、条例第4条及び横浜市公園条例第28条の2に基づき、前項に規定するスポーツ施設に係る管理を行うものをいう。

（公募による指定候補者の選定）

第3条 選定は、原則として公募により実施するものとし、公募は期間を定めて実施するものとする。

2 前項の公募を行った結果として資格を満たす応募者がなかったときは、公募要項の再検討等を実施した上で再公募を行うものとする。

3 市長は、次条に定める指定管理者選定評価委員会（以下「委員会」という。）の意見を尊重して、指定候補者の選定を行う。

4 2団体以上の応募があったときは、市長は、委員会の意見を尊重して次点候補者（指定候補者を指定管理者として指定できない事情がある場合において、当該指定できない候補者に代わって指定候補者となるべき者をいう。以下同じ。）の決定を行わなければならない。

（非公募による指定管理者の選定）

第4条 前条第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、市長は非公募により選定を行うことができる。

（1）前条第2項の再公募によっても資格を満たす応募者がなかったとき

- (2) 管理の継続性・専門性の確保が必要と認められるとき
- (3) 公募による選定が著しく困難なとき
- 2 前項第2号又は第3号に基づき非公募とするときは、現指定管理者から申請要項に基づく申請書を提出させることにより、選定を実施するものとする。
- 3 前項に基づき提出された申請の内容が申請要項の資格要件を満たさないときは、市長は申請者に対し申請内容の補正を指示することができる。
- 4 市長は、委員会の意見を尊重して指定候補者を選定するものとする。

(指定管理者選定評価委員会)

- 第5条 スポーツ施設の指定管理者の選定および、スポーツ施設の管理の業務に係る評価等について市長に対して意見を述べるため、指定管理者選定評価委員会を置く。
- 2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(指定候補者の選定基準)

- 第6条 指定候補者の選定にあたっては、次に掲げる事項を総合的に判断することとする。
- (1) スポーツ振興施策の方針を理解し、スポーツ施設の設置理念に基づく運営が図られること。
 - (2) スポーツ施設の管理運営を安定して行うことができる実績及び能力を有していること。
 - (3) スポーツ施設の利用者の利便性向上が図れること。
 - (4) スポーツ施設の効率的な管理運営を行えること。
 - (5) その他スポーツ施設の設置目的を達成するための取組が優れていること。

(申請書等)

- 第7条 指定管理者の指定を受けようとする者は、あらかじめ定められた期日までに、施行規則及び別途定める指定管理者公募要項に定められた提出書類を、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請書類の一部又は全部を、委員会に必要な応じて提供する。

(選定の公表及び報告)

- 第8条 市長は、指定管理者の指定候補者及び次点候補者を選定したときは、速やかに選定結果を応募団体に通知するとともに、その結果を公表する。

(指定管理者の指定)

- 第9条 市長は、議会の議決を経て指定管理者に指定された者に対して速やかに指定の通知をするとともに、公告を行う。

2 指定管理者に指定された者と市長は、指定管理業務に関する協定を締結する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 30 年 3 月 5 日から施行する。

(要綱の廃止)

2 次に掲げる要綱は廃止する。

横浜市スポーツ施設の指定管理者の選定に関する要綱（平成 26 年 2 月 6 日）

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 4 年 3 月 4 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 8 年 2 月 27 日から施行する。